

よくあるご質問

1 この事業について

問1 この集中検査は どういう目的で行うものですか？

回答 施設の感染拡大防止と職員の離脱を最小限に抑えるため、無症状の職員に対する定期検査により早期に陽性者を発見することを目的とした行政検査です。

特に、重症化リスクの高い方が入所している高齢者施設や集団生活の場となっている保育所等を対象としています。

2 検査対象者について

問2 どの施設が対象になりますか？ 通所施設は対象になりますか？

回答 原則、次の表の施設を対象としています。

高齢者施設	・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 有料老人ホーム ・ 認知症対応型共同生活介護	・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設 ・ 軽費老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅
障害者施設	・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助事業所	・ 障害児入所施設
保育所等	・ 保育所 ・ 義務教育学校	・ 幼稚園 ・ 小学校 ・ 特別支援学校

また、札幌市、旭川市、函館市及び小樽市に所在している施設は、本事業の対象外となります。

問3 清掃や調理などの委託業者の職員は、検査の対象になりますか？

回答 委託業者の職員も検査の対象となります。

問4 従事者以外（入所者や面会者など）は、検査の対象になりますか？

回答 施設の従事者を検査の対象としておりますので、入所者や面会者等は当該検査の対象としておりません。

3 検査実施について

問5 検査にあたり、費用は発生しますか？

回答 検査は、無償です。

問6 検査にあたり、施設で事前に準備しておくべきことはありますか？

回答 陽性反応が出た場合に慌てないように、あらかじめ施設における連絡体制や役割分担など、必要と思われる事項を検討してください。

問7 どのように使用するのですか？

回答 4ページ目以降の「使用にあたって」を参考にしてください。

問8 発熱などの症状がありますが、検査をしてもよいですか？

回答 体調が悪い場合は、医療機関を受診してください。

問9 検査はいつ実施したらよいですか？

回答 1回目の検査は、検査キットが届き次第、実施してください。
2回目以降の検査は、前回の検査からおおむね1週間後に検査を実施してください。

問10 検査キットが余りました。どうしたらよいですか？

回答 1週間後の検査に利用してください。
また、検査キットは、直射日光の当たらない、常温の場所に保管してください。

問11 申請した人数より多くの検査キットが届きました。毎日使っても良いですか？

回答 集中的実施計画終了までを見込んだ数量を送付しています。
週に1回の頻度で検査を実施してください。

問 12 検査キットが足りませんでした。追加して欲しいのですが、どこに連絡すればよいですか？

回答 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室検査体制班（011-206-0192）にご連絡ください。

問 13 使用後の検査キットは、どのように処分すればよいですか？

回答 使用後は、速やかに袋などに密封し、事業系廃棄物として、適切に処分してください。

4 検査結果について

問 14 検査した後は、報告が必要ですか？

回答 検査実施の翌日正午までに、「実施した検査数」を下記リンク先の入力フォームに入力願います。

リンク先：<https://www.harp.lg.jp/9v2Ezjnf>

問 15 検査キットで「陽性」の結果が出た場合はどうすればよいですか？

回答 後日お知らせします URL から登録し、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部に、ご報告ください。協力医療機関もしくはかかりつけ医に対応をお願いできる場合は、当該医療機関にご相談ください。

感染拡大防止の対応については、各施設で判断・対応願います。

問 16 施設の従事者が濃厚接触者と言われましたが、待機期間の早期解除のための検査に、配付された検査キットを使用しても良いですか？

回答 集中的実施計画に基づく検査の一環として、配付したキットを使用して行うことは差し支えありません。

問 17 勤務時間等の都合上、1日で検査が終了しません。報告は都度必要ですか？

回答 検査は、複数日にまたがって実施して差し支えありません。

実施報告は、基本的には、検査の都度、報告をお願いします。事務の都合上で無理な場合は、複数回を合算して報告をお願いします。

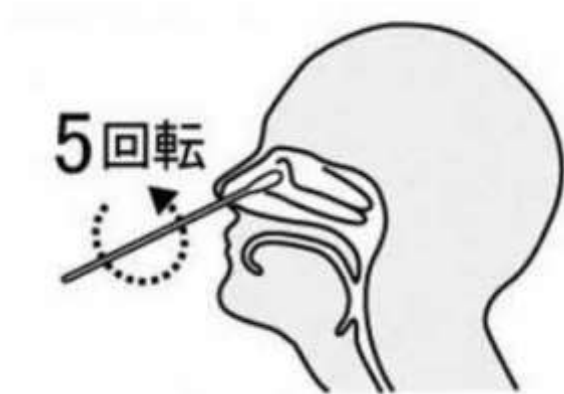
使用にあたって

※以下に一般的な手順を記載します。

詳細は、検査キットの取扱説明書を参照してください。

1 検体採取

鼻腔ぬぐい液採取



- (1) 鼻孔（鼻の穴の入り口）から 2cm 程度綿棒を挿入する。
- (2) 綿棒を鼻の内壁に沿わせて 5 回程度回転させる。
- (3) 5 秒程度静置し、引き抜く。
- (4) 綿棒が十分に湿っていることを確認する。

注意：同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して、実施してください。

他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

2 試料調製

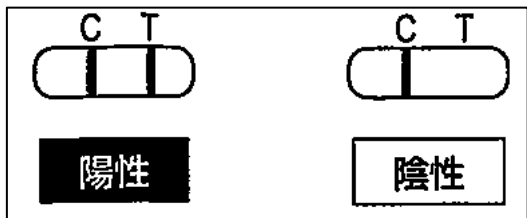
- (1) 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す。
- (2) 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる。
- (3) 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する。
- (4) 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する。
- (5) 製品によってはそのまま一定時間静置する。

3 試料滴下

- (1) チューブから数滴、キットの検体滴下部に滴下する。
- (2) 15分～30分程度、キットを静置する。

4 結果の判定

コントロール (C) が発色したら、次のとおり判定します。



15分～30分後に、下図のようにコントロールに発色がない場合、判定不能です。もう一度、検体採取から実施してください。

